

令和 6 年度

都教委訪問の手引

令和 6 年 4 月

東京都教職員研修センター

目 次

I	都教委訪問の概要について	1
II	申請の方法について	2
II-1	随時訪問	2
II-2	計画訪問	3
II-3	複数訪問	3
II-4	モデルプラン	5
II-5	パワーアップ訪問	7
資料	都教委訪問の法的根拠	8

各種様式

様式：都教委訪問申請書

【担 当】

東京都教職員研修センター企画部企画課
〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号
電 話 番 号：（03） 5802-0268

【申請書 提出先】

東京都教職員研修センター企画部企画課
E-mail:kikaku_homon@section.metro.tokyo.jp

I 都教委訪問の概要について

1 目的

都教委訪問は、都内公立学校及び区市町村教育委員会（以下「学校等」という。）からの申請を受け、原則として教育庁指導部、多摩教育事務所及び東京都教職員研修センター（以下「教職員研修センター」という。）の統括指導主事及び指導主事（以下「指導主事等」という。）を派遣し、学校教育の今日的課題についての研究・研修に対して、学習指導要領等の教育法規や国や都の方針等に基づき指導・助言することにより、学校等が抱えている諸課題の解決を支援することを目的とする。

2 方針

- (1) 都教委訪問の内容は、研究・研修支援等の訪問とする。
- (2) 都教委訪問は、随時訪問、計画訪問、複数訪問、モデルプラン及びパワーアップ訪問により実施する。
随時訪問は、学校等が派遣予定指導主事等の内諾を受けた上で、提出した申請書の内容に基づき実施する「A方式」と、教職員研修センターが申請内容に基づき、派遣指導主事及び訪問日を調整して実施する「B方式」の2通りがある。
- (3) 都教委訪問の実施形態は、講師を派遣する「講師派遣」又はオンラインで実施する「オンライン」を選択する。
なお、オンラインの場合は、Web 会議システム「Microsoft Teams」を原則使用する。また、事前に当日の講師と接続テストの実施や安定したインターネット通信環境の確保などをする。
- (4) 都教委訪問の実施時間は、半日を原則とするが、学校等の要望によっては全日とすることも可とする。
- (5) 都教委訪問の実施に当たっては、全教職員が参加することを原則とするが、内容によって又はパワーアップ訪問の場合は一部の教職員が参加することも可とする。また、教職員との懇談、研究協議等、課題解決につながる実施形態となるよう、学校等が工夫することとする。
- (6) 都教委訪問は、学校等における教育の質的向上を目指して行われるものであり、一部の学校等に偏ることがないように実施する。

3 訪問期間

訪問期間	
第1期	令和6年5月20日（月）～ 令和6年8月30日（金）
第2期	令和6年9月2日（月）～ 令和6年12月13日（金）
第3期	令和7年1月10日（金）～ 令和7年2月28日（金）

4 内容

都教委訪問は、随時訪問を基本とし、計画訪問、複数訪問、モデルプラン及びパワーアップ訪問により実施する。

- (1) 随時訪問
 - ①A方式 学校等が派遣予定指導主事等の内諾を受けた上で、提出した申請書の内容に基づき実施する。
 - ②B方式 教職員研修センターが申請内容に基づき、派遣指導主事等及び訪問日を調整して実施する。
- (2) 計画訪問
学校等が年間を通じて複数回（上限4回）計画的・継続的に訪問を希望する場合、申請書及び計画書の内容に基づき、教職員研修センターが派遣指導主事等及び訪問日を調整して実施する。
- (3) 複数訪問
学校等が、同一日に複数の指導主事等の訪問を希望する場合、申請書及び計画書の内容に基づき、教職員研修センターが派遣指導主事等及び訪問日を調整して実施する。
- (4) モデルプラン
喫緊の教育課題等に対応した研修内容及びプログラムを校内研修プランのパッケージとして実施する。
- (5) パワーアップ訪問
学校等が「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示す身に付けるべき力の向上を期待する、教員経験年数が4年目から10年目までの教諭等を対象として、指導主事等の訪問を希望する場合、申請書及び計画書の内容に基づき、教職員研修センターが派遣指導主事等及び訪問日を調整して実施する。

Ⅱ 申請の方法について

1 随時訪問

【A方式】学校等が派遣予定指導主事等の内諾を受けた上で、提出した申請書の内容に基づき実施する。

(1) 申請回数

学校等は、A・B方式合わせて、各期1回のみ（年間上限3回）申請できる。

(2) 申請受付期限

各期の訪問は、訪問日の1ヵ月前までに申請する。

(3) 実施の手順

ア 指導主事等の内諾

学校等は、4月に配布される「東京都指導事務担当者一覧」（教育庁指導部）を参考に、派遣を希望する指導主事等本人に直接問い合わせ、申請の内諾を得る。

イ 申請書の提出

学校等は（区市町村立学校は、区市町村教育委員会を經由して）、教職員研修センター企画部企画課へ電子メールにより提出する。

メールアドレス	kikaku_homon@section.metro.tokyo.jp
---------	-------------------------------------

ウ 学校等への連絡

派遣が決定した指導主事等は、訪問する学校等と連絡・調整をする。

学校等は、実施2週間前までに、派遣指導主事等に指導案等の資料を送付する。

エ 訪問

派遣指導主事等は、申請書及び事前調整の内容に即して訪問し、指導・助言等を行う。

オ 都教委訪問の事後アンケート

学校等は、訪問後1週間以内に、以下URL又は二次元コードから事後アンケートに回答する。

URL	二次元コード
https://forms.office.com/r/9T9nTt0A4e	

【B方式】教職員研修センターが申請内容に基づき、派遣指導主事等及び訪問日を調整して実施する。

(1) 申請回数

学校等は、A・B方式合わせて、各期1回のみ（年間上限3回）申請できる。

(2) 申請受付期間及び訪問期間

時期	申請受付期間	訪問期間
第1期	令和6年4月8日（月）～ 令和6年4月30日（火）	令和6年5月20日（月）～ 令和6年8月30日（金）
第2期	令和6年4月8日（月）～ 令和6年6月28日（金）	令和6年9月2日（月）～ 令和6年12月13日（金）
第3期	令和6年4月8日（月）～ 令和6年10月31日（木）	令和7年1月10日（金）～ 令和7年2月28日（金）

(3) 実施の手順

ア 申請書の提出

学校等は、（区市町村立学校は、区市町村教育委員会を經由して）教職員研修センター企画部企画課へ電子メールにより提出する。その際、訪問日を第3希望まで必ず記入する。

メールアドレス	kikaku_homon@section.metro.tokyo.jp
---------	-------------------------------------

イ 派遣指導主事等及び派遣日の決定

企画課は、派遣する指導主事等及び派遣日を決定する。

ウ 学校等への連絡

企画課は、申請のあった学校等へ、派遣指導主事等及び派遣日について通知する。派遣指導主事等は、訪問する学校等と訪問について連絡・調整をする。

学校等は、実施2週間前までに、派遣指導主事等に指導案等の資料を送付する。

エ 訪問

指導主事等は、申請書及び事前調整の内容に即して訪問し、指導・助言等を行う。

オ 都教委訪問の事後アンケート

学校等は、訪問後1週間以内に、以下URL又は二次元コードから事後アンケートに回答する。

URL	二次元コード
https://forms.office.com/r/9T9nTt0A4e	

2 計画訪問

学校等が年間を通じて複数回（上限4回）計画的・継続的に訪問を希望する場合、申請書及び計画書の内容に基づき、教職員研修センターが派遣指導主事等及び訪問日を調整して実施する。

(1) 申請回数

学校等は、年間1回のみ申請できる。

(2) 受付期限

令和6年4月30日（火）まで

(3) 実施の手順

ア 申請書及び計画書の提出

学校等は、訪問回数ごとの申請書を（区市町村立学校は、区市町村教育委員会を經由して）教職員研修センター企画部企画課へ電子メールにより提出する。

なお、計画書（様式は自由）には、研究テーマ及び指導主事等の派遣を複数回希望する理由、及び年間計画などを明確にし、派遣を希望する指導主事等の専門教科等を記載する。

メールアドレス	kikaku_homon@section.metro.tokyo.jp
---------	-------------------------------------

イ 派遣指導主事等及び派遣日の決定

企画課は、派遣指導主事等及び派遣日を決定する。

ウ 都教委訪問申請の連絡

企画課は、派遣指導主事等の所属長宛て、当該の都教委訪問申請書を送付し連絡する。

エ 学校等への連絡

企画課は、申請のあった学校等へ、派遣指導主事等及び派遣日について通知する。派遣指導主事等は、訪問する学校等と連絡・調整をする。

学校等は、実施2週間前までに、派遣指導主事等に指導案等の資料を送付する。

オ 訪問

指導主事等は、申請書及び事前調整の内容に即して訪問し、指導・助言等を行う。

カ 都教委訪問の事後アンケート

学校等は、訪問後1週間以内に、以下URL又は二次元コードから事後アンケートに回答する。

URL	二次元コード
https://forms.office.com/r/9T9nTt0A4e	

3 複数訪問

学校等が、同一日に複数の派遣指導主事等の訪問を希望する場合、申請書及び計画書の内容に基づき、教職員研修センターが派遣指導主事等及び訪問日を調整して実施する。

なお、調整の結果、派遣希望教科について、全て派遣できないことがある。

(1) 申請回数

学校等は、年間1回のみ申請できる。

(2) 申請受付期間及び訪問期間

時期	申請受付期間	訪問期間
第1期	令和6年4月8日(月)～令和6年4月30日(火)	令和6年5月20日(月)～令和6年8月30日(金)
第2期	令和6年4月8日(月)～令和6年6月28日(金)	令和6年9月2日(月)～令和6年12月13日(金)
第3期	令和6年4月8日(月)～令和6年10月31日(木)	令和7年1月10日(金)～令和7年2月28日(金)

(3) 実施の手順

ア 申請書及び計画書の提出

学校等は、(区市町村立学校は、区市町村教育委員会を經由して)教職員研修センター企画部企画課へ電子メールにより提出する。

申請書を提出する際、訪問日を**第3希望まで**必ず記入する。

計画書(様式は自由)には、複数の指導主事等の派遣を希望する明確な理由及び希望する指導主事等の専門教科等を記載する。会場が複数ある場合は、全ての会場名と場所を明記する。

メールアドレス	kikaku_homon@section.metro.tokyo.jp
---------	-------------------------------------

イ 派遣者及び派遣日の決定

企画課は、派遣指導主事等及び派遣日を決定する。

ウ 都教委訪問申請の連絡

企画課は、派遣指導主事等の所属長宛て、当該の都教委訪問申請書を送付し連絡する。

エ 学校等への連絡

企画課は、申請のあった学校等へ、派遣指導主事等及び派遣日について通知する。派遣指導主事等は、訪問する学校等と連絡・調整をする。

学校等は、実施2週間前までに、派遣指導主事等に指導案等の資料を送付する。

オ 訪問

指導主事等は、申請書及び事前調整の内容に即して訪問し、指導・助言等を行う。

カ 都教委訪問の事後アンケート

学校等は、訪問後1週間以内に、以下URL又は二次元コードから事後アンケートに回答する。

URL	二次元コード
https://forms.office.com/r/9T9nTt0A4e	

キ 派遣希望教科について、全て派遣できないことがある。

(4) 複数訪問の例

【例1】授業力向上のための訪問(都立学校)

	指導主事A	指導主事B	指導主事C	指導主事D	指導主事E
5校時	研究授業 ○年生 古典A	研究授業 ○年生 地理B	研究授業 ○年生 数学I	研究授業 ○年生 生物	研究授業 ○年生 音楽II
6校時 (分科会)	国語	地理歴史	数学	理科	芸術

*研究授業後、教科(科目)ごとに分科会を実施する。

*分科会后、指導主事等による個別指導の時間を設けることも可能とする。

【例2】授業力向上のための訪問(都立学校)

	指導主事A	指導主事B	指導主事C	指導主事D	指導主事E
5校時	研究授業 ○年生 倫理	研究授業 ○年生 保健体育	研究授業 ○年生 数学A	研究授業 ○年生 化学	研究授業 ○年生 英語表現I
6校時 (分科会)	公民	保健体育	数学	理科	外国語
全体会 (研究協議会)	テーマの例:「授業改善に向けた学習指導の工夫について」				

*研究授業及び分科会后、全体会を実施する。

*全体会テーマの例:「授業改善に向けた学習指導の工夫について」、「生徒の興味・関心を高める授業づくり」等

【例3】校内研究の研究主題に対応した訪問（中学校）

	統括指導主事(都)	指導主事A(都)	指導主事B(都)	指導主事C(都)	担当指導主事D (区市町村)	担当指導主事E (区市町村)
2校時	学校からの教育課程等の概要説明					
3校時	・教育課程に関する助言 ・授業観察	授業観察 ○年生 国語	授業観察 ○年生 社会	授業観察 ○年生 数学	授業観察 ○年生 理科	授業観察 ○年生 英語
4校時		授業観察 ○年生 国語	授業観察 ○年生 社会	授業観察 ○年生 数学	授業観察 ○年生 理科	授業観察 ○年生 英語
昼 食						
5校時	研究授業 ○年生 英語					
分科会	各分科会参観	国語	社会	数学	理科	英語
全体会	テーマの例：「学習指導要領の趣旨に基づいた各教科における授業改善について」					

【例4】校内研究の研究主題に対応した訪問（小学校）

	統括指導主事(都)	指導主事A(都)	担当指導主事B(区市町村)
2校時	学校からの教育課程等の概要説明		
3校時	・教育課程に関する助言 ・授業観察	授業観察 1・2・3年生 国語	授業観察 1・2・4年生 算数
4校時		授業観察 4・6年生 国語	授業観察 3・5年生 算数
	昼 食		
5校時	授業観察 全体	授業観察 5年生 国語	授業観察 6年生 算数
分科会	各分科会参観	国語	算数
全体会	テーマの例：「国語・算数における論理的に思考し表現する力の育成」		

＜事前打合せの実施＞

訪問を充実したものとするため、学校と訪問する指導主事が事前の打合せを行う。

○内容の例

- ・学校の具体的な取組と実施上の課題
- ・当日の日程及び授業の内容
- ・学校からの質問事項

○学校が用意する資料

- ・自校の学力調査の分析結果
- ・学力向上のための全体計画
- ・授業改善推進プラン

等

等

4 モデルプラン

喫緊の教育課題等に対応した研修内容及びプログラムを校内研修プランのパッケージとして実施する。詳細は、モデルプランの案内を参照する。

(1) 申請回数

学校等は、年間1回のみ申請できる。

(2) 訪問期間

申請受付期間	訪問期間
訪問日の1ヵ月前までに申請	令和6年5月20日（月）～令和7年2月28日（金）

(3) 受付期限

各期の訪問は、訪問日の1ヵ月前までに申請する。

(4) 実施の手順

ア モデルプラン所管課指導主事等の内諾

学校等は、「モデルプランの案内」を参考に、希望するモデルプランの所管課に直接問い合わせ、訪問日と派遣予定の指導主事等の内諾を得る。

イ 申請書の提出

学校等は、派遣予定指導主事等及び派遣日を記入した申請書を、(区市町村立学校は、区市町村教育委員会を經由して) 教職員研修センター企画部企画課へ電子メールにより提出する。

メールアドレス	kikaku_homon@section.metro.tokyo.jp
---------	-------------------------------------

ウ 学校等への連絡

派遣指導主事等は、学校等と訪問について連絡・調整をする。

エ 訪問

指導主事等は、申請書及び事前調整の内容に即して訪問し、指導・助言等を行う。

カ 都教委訪問の事後アンケート

学校等は、訪問後1週間以内に、以下URL又は二次元コードから事後アンケートに回答する。

URL	二次元コード
https://forms.office.com/r/9T9nTt0A4e	

【モデルプラン一覧】

【1】 授業力の6要素と授業改善	【2】 「主体的・対話的で深い学び」 の視点に立った授業改善	【3】 基礎学力の定着を図る「分かり方の特 性」を生かした指導の工夫	【4】 学校全体で取り組む カリキュラム・マネジメント
主な対象:小・中・高・特	主な対象:小・中・高・特	主な対象:小・中・特	主な対象:小・中・高・特
授業力向上課 03-5802-2236	授業力向上課 03-5802-2236	教育開発課 03-5802-0319	教育開発課 03-5802-0319
①授業力の6要素 ②授業改善を図るPDCAサイク ル ③授業力の6要素を活用した授 業改善	①「主体的・対話的で深い学び」 の基本的な考え方 ②「主体的・対話的で深い学び」 を実現させるための授業づくり について	①子供一人一人の「分かり方の特 性」についての研究概要 ②各教科等における「分かり方の 特性」を生かした指導の工夫に 関する説明 ③教科等での指導に関する演習	①カリキュラム・マネジメントの定 義と導入について ②カリキュラム・マネジメント実践 事例 ③カリキュラム・マネジメントに関 する演習

【5】 一人1台の学習者端末の 効果的な活用	【6】 小学校段階における プログラミング教育の推進	【7】 学習者用デジタル教科書を活用 した授業の理解と実践	【8】 「特別の教科 道徳」の 指導の充実
主な対象:小・中・高・特	主な対象:小	主な対象:小・中・特	主な対象:小・中・特
専門教育向上課 03-5802-0297	教育開発課 03-5802-0319	教育開発課 03-5802-0306	教育開発課 03-5802-0306
①教育のデジタル化に向けた国 及び都の方針等 ②一人1台の学習者用端末を効 果的に活用した実践事例の紹 介	①児童の情報活用能力の育成に ついての研究概要 ②各教科等におけるプログラミング 教育の実践事例 ③全体計画、年間指導計画の作 成方法	①学習者用デジタル教科書と指 導者用デジタル教科書の違い ②学習者用デジタル教科書の機 能 ③学習者用デジタル教科書を使 った授業について	①「特別の教科 道徳」の趣旨を 踏まえた指導と評価の在り方の 研究概要の説明 ②評価に関する資料の説明及び 協議等

【9】 高等学校における生徒の 認知特性に応じた指導の工夫	【10】 自尊感情や自己肯定感を 高める教育の推進	【11】 人権教育の効果的な推進と 教職員に求められる人権感覚	【12】 いじめの未然防止、 早期発見・早期対応
主な対象:高	主な対象:幼・小・中・高・特	主な対象:幼・小・中・高・特	主な対象:幼・小・中・高・特
教育開発課 03-5802-0306	教育開発課 03-5802-0306	教育開発課 03-5802-0306	教育開発課 03-5802-0306
①認知特性の基本について ②生徒の認知特性の把握の仕方 ③生徒の認知特性を生かした指 導の工夫 ④生徒の認知特性を生かした実 際の授業づくり	①自尊感情や自己肯定感に関す る研究概要 ②自己評価、他者評価シートの 活用	①東京都の人権教育に関する基 本的事項及び推進について ②教職員に求められる人権感 覚、人権教育の視点を踏まえた 授業(演習等)	①「いじめ総合対策【第2次・一部 改訂】」の概要 ②「教員研修プログラム」や「保護 者プログラム」、「地域プログラ ム」を活用した演習等

【13】 発達障害のある 児童・生徒の理解と支援	【14】(新規) 発達障害のある児童・生徒の 実態把握に基づいた自立活動の 指導の充実	【15】(新規) 校内研修ガイドブックを活用した 校内研修の改善
主な対象:小・中・高・特	主な対象:小・中・高・特	主な対象:小・中・高・特
専門教育向上課 03-5802-0296	教育開発課 03-5802-0319	教育開発課 03-5802-0319
①発達障害の児童・生徒の理解 ②東京都発達障害教育推進計画 ③発達障害の模擬体験 ④ユニバーサルデザインの授業	①特別支援教育をめぐる動向 ②チェックリストやレーダーチ ャートを用いた 児童・生徒の 実態把握 ③自立活動の内容についての理 解と自立活動指導事例集に記 載された授業モデルの紹介	①令和の日本型学校教育に基づ く校内研修の基本的な考え方と デジタルガイドブックの構成と 活用について ②効果的な演習や協議の進め方 ③課題の解決方法等の検討

5 パワーアップ訪問

学校等が、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示す身に付けるべき力の向上を期待する、教員経験年数が4年目から10年目までの教諭を対象として、年間を通じて2～3回計画的・継続的に訪問を希望する場合、申請書及び計画書の内容に基づき、教職員研修センターが派遣指導主事等及び訪問日を調整し実施する。

(1) 申請回数

学校等は、年間1回のみ申請できる。

(2) 申請受付期間及び訪問期間

初回訪問日の受付期間に申請する。

時期	申請受付期間	訪問期間
第1期	令和6年4月8日（月）～ 令和6年4月30日（火）	令和6年5月20日（月）～ 令和6年8月30日（金）
第2期	令和6年4月8日（月）～ 令和6年6月28日（金）	令和6年9月2日（月）～ 令和6年12月13日（金）
第3期	令和6年4月8日（月）～ 令和6年10月31日（木）	令和7年1月10日（金）～ 令和7年2月28日（金）

(3) 実施の手順

ア 申請書の提出

学校等は、訪問回数ごとの申請書を（区市町村立学校は、区市町村教育委員会を經由して）教職員研修センター企画部企画課へ電子メールにより提出する。その際、訪問日を**第3希望まで**必ず記入する。

なお、計画書（様式は自由）には、年間計画などを明確にし、派遣を希望する指導主事等の専門教科等を記載する。

メールアドレス	kikaku_homon@section.metro.tokyo.jp
---------	-------------------------------------

イ 派遣指導主事等及び派遣日の決定

企画課は、派遣する指導主事等及び派遣日を決定する。

ウ 学校等への連絡

企画課は、申請のあった学校等へ、派遣指導主事等及び派遣日について通知する。派遣指導主事等は、訪問する学校等と訪問について連絡・調整をする。

学校等は、実施2週間前までに、派遣指導主事等に学習指導案等の資料を送付する。

エ 訪問

指導主事等は、申請書及び事前調整の内容に即して訪問し、指導・助言等を行う。

オ 都教委訪問の事後アンケート

学校等は、訪問後1週間以内に、以下URLから事後アンケートに回答する。

URL	二次元コード
https://forms.office.com/r/9T9nTt0A4e	

(4) パワーアップ訪問の例（申請内容は黒枠内のみ。事前の指導等は申請確定後に調整。）

【例1】学校訪問

形態	内容
事前	オンラインや電話等で打合せ 学習指導案等を提出
当日 学校訪問	授業観察 指導・助言等

【例2】オンライン

形態	内容
事前	オンラインや電話等で打合せ 学習指導案等を提出 動画等による授業観察
当日 オンライン	指導・助言等

【例3】学校訪問（長期休業期間）

形態	内容
事前	オンラインや電話等で打合せ 学習指導案等の提出 動画等による授業観察
当日 学校訪問	模擬授業等 指導・助言等

都教委訪問の法的根拠

【根拠法令】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 1 都教育委員会が、所管する都立学校の学校管理機関として、あるいは区市町村教育委員会に対して指導、助言、援助を行う機関として、学校の教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱い等に関して管理し、あるいは指導、助言を与える権限を有していることに基づく。

◆都教委と都立学校との関係

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

◆都教委と区市町村教委との関係

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

- 2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。

九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。

- 4 地方自治法第二百四十五条の四第三項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会に対し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

- 2 指導主事は「学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」ものであり、「教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない」とされ、教育委員会の事務局に置かれるものである。

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

- 2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

- 3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（中略）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

- 4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。（以下、略）